



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 漁業災害補償法に基づく規約の設定についての同意成立の認定（水産課） 1
- 都市計画事業の変更の認可・2件（道路街路課） 1

公 告

- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課） 2
- 都市計画の変更の案の縦覧（都市計画・モノレール課） 3
- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課） 4
- 特定調達契約に係る落札者の決定（警察本部交通規制課） 4

公安委員会事項

- 警備員指導教育責任者講習の実施・2件 4

告 示

沖縄県告示第486号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づく規約の設定について同意があった旨の届出が次のとおりあり、同法第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、当該同意が同法第125条の6第1項に規定する要件に適合すると認める。

令和3年10月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

加入区の名称	漁業の区分	届出人の住所及び氏名
知念第1加入区	のり等養殖業（もずく養殖業）	南城市知念字志喜屋364番地 親川秀幸 南城市知念字志喜屋476番地3 具志堅貢

沖縄県告示第487号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成24年沖縄県告示第541号で認可した宮古都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年10月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 宮古島市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 宮古都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・平5号大道線及び3・4・平3号大原線
- 3 事業施行期間 平成24年11月9日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更

沖縄県告示第488号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成28年沖縄県告示第114号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年10月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 南風原町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・南1号津嘉山中央線
- 3 事業施行期間 平成28年3月4日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更

公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和3年10月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 処分をした年月日 令和3年4月9日
 - (2) 商号名 株式会社JN GROUP JAPAN
 - (3) 代表者名 ジミーロバート
 - (4) 所在地 宜野湾市真志喜三丁目15番14号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-30）第13627号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和3年4月1日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和3年4月16日
 - (2) 商号名 有限会社大豊建産
 - (3) 代表者名 仲村真一
 - (4) 所在地 那覇市小禄4丁目10番地5
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-28）第5707号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和3年4月1日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和3年4月16日
 - (2) 商号名 有限会社永山水道工事社
 - (3) 代表者名 永山均
 - (4) 所在地 沖縄市大里二丁目2番12号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-28）第590号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和3年4月2日付けで、建設業法第12条に基づき消防施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和3年4月16日
 - (2) 商号名 株式会社ダイナックス
 - (3) 代表者名 殿内健

- (4) 所在地 豊見城市字渡嘉敷248番地105号室
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28)第11967号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和3年4月5日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 令和3年4月16日
- (2) 商号名 株式会社テクノ工業
- (3) 代表者名 下地稔
- (4) 所在地 沖縄市古謝三丁目26番11号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-2)第7741号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち機械器具設置工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和3年4月7日付けで、建設業法第12条に基づき機械器具設置工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 令和3年4月16日
- (2) 商号名 有限会社喜名興業
- (3) 代表者名 喜名健
- (4) 所在地 うるま市安慶名三丁目36番52号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28)第11052号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、舗装工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和3年4月8日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、舗装工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 令和3年4月27日
- (2) 商号名 有限会社ユタカ建設
- (3) 代表者名 山本豊
- (4) 所在地 東村字宮城410番地1
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28)第12984号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、石工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和3年4月13日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、石工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和3年10月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 3・2・18号城間前田線
- 2 都市計画を変更する土地の区域 浦添市前田一丁目及び前田二丁目
- 3 縦覧期間 令和3年10月19日から同年11月2日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び浦添市都市建設部都市計画課
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び浦添市都市建設部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和3年10月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年3月8日 沖縄県指令土第184号、平成28年10月31日 沖縄県指令土第820号（変更）、平成28年12月21日 沖縄県指令土第922号（変更）、平成30年1月17日 沖縄県指令土第40号（変更）、平成31年2月14日 沖縄県指令土第1707号（変更）、令和元年7月31日 沖縄県指令土第557号（変更）、令和元年11月19日 沖縄県指令土第801号（変更）、令和3年9月17日 沖縄県指令土第646号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字津嘉山矢萩原1116番ほか7筆
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 緑地及び防火水槽
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県知事 玉城康裕
- 5 検査済証番号 令和3年9月29日 第4755号
- 6 工事完了年月日 令和3年9月17日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和3年10月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年3月31日 沖縄県指令土第286号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字小那覇前原341番4及び341番3の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字小波津512番地 島袋秀子
- 5 検査済証番号 令和3年10月4日 第4756号
- 6 工事完了年月日 令和3年9月17日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和3年10月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 OSS（ワンストップサービスをいう。）警察共同利用型システム利用機器等の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県警察本部警務部会計課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 令和3年8月13日
- 4 落札者の名称及び所在地 西日本電信電話株式会社沖縄支店 支店長 古江健太郎 浦添市城間四丁目35番1号
- 5 落札金額 133,270,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和3年6月1日

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第194号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和3年10月19日

沖縄県公安委員会

1 実施する講習

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
- (2) 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

2 講習期間等

(1) 新規取得講習

区分	講習期間	時間	場所
法第2条第1項第2号に規定する警備業務	令和3年12月13日（月曜日）から同月17日（金曜日）まで	午前9時から午後5時まで（令和3年12月17日については、午後3時まで）	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 第4教室（令和3年12月15日から同月17日までについては、視聴覚教室）
	【考査】12月17日（金曜日）	午後3時30分から午後5時10分まで	

(2) 追加取得講習

区分	講習期間	時間	場所
法第2条第1項第2号に規定する警備業務	令和3年12月16日（木曜日）及び同月17日（金曜日）	午前9時から午後5時まで（令和3年12月17日については、午後3時まで）	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 視聴覚教室
	【考査】12月17日（金曜日）	午後3時30分から午後4時5分まで	

3 受講定員

- (1) 新規取得講習 10人
- (2) 追加取得講習 10人

4 受講対象者

- (1) 新規取得講習 受講対象者については、法第2条第1項第2号の警備業務（以下「当該警備業務」という。）に係る講習の受講を希望する者で、受講申込時において、次のいずれかに該当するものに限る。
 - ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
 - イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
 - ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
 - エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
 - オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

- (2) 追加取得講習 受講申込時において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものに限る。
- ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
 - イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者
 - ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
 - エ 旧1級検定に合格した者
 - オ 旧2級検定に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- 5 受講申込みに必要な書類
- (1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、無背景、縦4.0センチメートル、横3.6センチメートルの顔写真を貼付したものに限る。） 1通
- (2) 受講対象者に該当することを疎明する書面
- ア 新規取得講習
 - (7) 4(1)アに該当する者 当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
 - (8) 4(1)イに該当する者 当該警備業務の1級検定に係る合格証明書の写し
 - (9) 4(1)ウに該当する者 当該警備業務の2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
 - (10) 4(1)エに該当する者 当該警備業務の旧1級検定に係る検定合格証の写し
 - (11) 4(1)オに該当する者 当該警備業務の旧2級検定に係る検定合格証の写し及び警備業務従事証明書
 - イ 追加取得講習
 - (7) 4(2)アに該当する者 警備業務従事証明書、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し
 - (8) 4(2)イに該当する者 当該警備業務の1級検定に係る合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し
 - (9) 4(2)ウに該当する者 当該警備業務の2級検定に係る合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し
 - (10) 4(2)エに該当する者 当該警備業務の旧1級検定に係る検定合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し
 - (11) 4(2)オに該当する者 当該警備業務の旧2級検定に係る検定合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し
- 6 受講申込手続等
- (1) 受付期間 講習の受付期間及び受付時間は、令和3年11月1日（月曜日）から同月5日（金曜日）まで（休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。
- (2) 提出先
- ア 沖縄県内に居住する者 受講申込者の住居地を管轄する警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
 - イ 沖縄県外に居住する者 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
- (3) 受講申込みの際には、5に掲げる受講申込みに必要な書類を持参の上、(2)に掲げる提出先に受講希望者本人が提出すること。郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。
- (4) 受講手数料 新規取得講習手数料38,000円又は追加取得講習手数料14,000円は、沖縄県証紙により、受講申込書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。
- 7 講習業務の委託 講習は、一般社団法人沖縄県警備業協会に委託して実施する。
- 8 その他
- (1) 講習の初日は、午前8時30分から午前8時50分までに受講手続を終えること。
 - (2) 受講の当日は、筆記用具を持参すること。
 - (3) 受講についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課 電話番号（098）862-0110（内線3032又は3033）又は沖縄県内の警察署の生活安全課（係）

沖縄県公安委員会告示第195号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和3年10月19日

沖縄県公安委員会

1 実施する講習

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
- (2) 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

2 講習期間等

(1) 新規取得講習

区分	講習期間	時間	場所
法第2条第1項第4号に規定する警備業務	令和3年12月13日（月曜日）から同月17日（金曜日）まで	午前9時から午後5時まで（令和3年12月17日にあつては、午前10時45分まで）	那覇市西3丁目14番1号那覇地域職業訓練センター第4教室（令和3年12月15日にあつては、視聴覚教室）
	【考査】12月17日（金曜日）	午前11時10分から午後零時50分まで	

(2) 追加取得講習

区分	講習期間	時間	場所
法第2条第1項第4号に規定する警備業務	令和3年12月16日（木曜日）及び同月17日（金曜日）	午前9時から午後5時まで（令和3年12月17日にあつては、午前10時45分まで）	那覇市西3丁目14番1号那覇地域職業訓練センター第4教室
	【考査】12月17日（金曜日）	午前11時10分から午前11時45分まで	

3 受講定員

- (1) 新規取得講習 10人
- (2) 追加取得講習 10人

4 受講対象者

- (1) 新規取得講習 受講対象者については、法第2条第1項第4号の警備業務（以下「当該警備業務」という。）に係る講習の受講を希望する者で、受講申込時において、最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上であるものに限る。
- (2) 追加取得講習 受講申込時において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上であるものに限る。

5 受講申込みに必要な書類

- (1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、無背景、縦4.0センチメートル、横3.6センチメートルの顔写真を貼付したものに限り。） 1通
- (2) 受講対象者に該当することを疎明する書面
 - ア 新規取得講習 当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
 - イ 追加取得講習 警備業務従事証明書、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し

6 受講申込手続等

- (1) 受付期間 講習の受付期間及び受付時間は、令和3年11月1日（月曜日）から同月5日（金曜日）ま

で（休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

(2) 提出先

ア 沖縄県内に居住する者 受講申込者の住居地を管轄する警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

イ 沖縄県外に居住する者 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

(3) 受講申込みの際には、5に掲げる受講申込みに必要な書類を持参の上、(2)に掲げる提出先に受講希望者本人が提出すること。郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。

(4) 受講手数料 新規取得講習手数料34,000円又は追加取得講習手数料10,000円は、沖縄県証紙により、受講申込書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

7 講習業務の委託 講習は、一般社団法人沖縄県警備業協会に委託して実施する。

8 その他

(1) 講習の初日は、午前8時30分から午前8時50分までに受講手続を終えること。

(2) 受講の当日は、筆記用具を持参すること。

(3) 受講についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話番号 (098) 862-0110（内線3032又は3033）又は沖縄県内の警察署の生活安全課（係）

発行所
沖縄県総務部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印刷所 株式会社 アント出版
〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1